改 正 前

(前略)

- 第7条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可することがある。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 他の大学の学部を卒業した者
- 2 (略)
- 第8条 本学の他学部に転学を志望し、又は他大学から 本学に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、 当該学部の定めるところにより許可することがある。

(中略)

- 第20条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

 $3 \sim 5$ (略)

(中略)

- 第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項又は第2項に定める科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 3 (略)
- 4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位(大学の学生として修得した単位及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。)を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

(中略)

- 第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
 - (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第<u>4</u>項の規定により学士 の学位を授与された者

第7条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可することがある。

正

後

(1) • (2) (同 左)

改

- (3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業した者
- 2 (同 左)
- 第8条 本学の他学部に転学を志望し、又は他<u>の</u>大学<u>若</u>しくは専門職大学から本学に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該学部の定めるところにより許可することがある。
- 第20条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学、専門職大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学 (専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。) 又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3~5 (同 左)

第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項又は第2項に定める科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 · 3 (同 左)

- 4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位(大学、専門職大学又は短期大学の学生として修得した単位及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。)を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。
- 第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
 - (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第<u>7</u>項の規定により学士 の学位を授与された者

改正後

- (3) (4) (略)
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) (8) (略)
- (9) 大学に3年以上在学した者(学校教育法第102 条第2項の規定により、これに準ずる者として文部 科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学におい て、所定の単位を優れた成績をもつて修得したもの と認めた者
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各 号の一に該当する資格を有する者とする。
 - (1)~(3) (略)
 - (4) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程(本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。)を修了した者

- 第40条 本学大学院の他研究科に転科(地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部)を志望し、又は他大学大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。
- 2 (略)

(中 略)

第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

- (3) (4) (同 左)
- (5) 我が国において、外国の大学 (専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。) の課程 (その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者



- (9) 大学<u>又は専門職大学</u>に3年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。) であって、本学において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学<u>又は専門職大学</u>を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各 号の一に該当する資格を有する者とする。
 - (1) \sim (3) (同 左)
 - (4) 我が国において、外国の大学 (専門職大学に相当 する外国の大学を含む。) の大学院の課程を有するも のとして当該外国の学校教育制度において位置付け られた教育施設であつて、文部科学大臣が指定する ものの当該課程 (本学大学院の修士課程又は専門職 学位課程に相当する課程に限る。) を修了した者

$$(5) \sim (8)$$
 3 · 4 (6) (同 左)

- 第40条 本学大学院の他研究科に転科(地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部)を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学の大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。
- 2 (同 左)

第42条の2 (同 左)

改 正 前

- 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。
- 3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定(相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。)に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる当該連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)の学生は、検定料の納付を要しない。
- 第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間内 に入学料を納めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前項の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。
- 3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、入学料の納付を要しない。

(中略)

- 第45条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めると ころにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学 することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その 科目を履修することを許可することがある。

 $3 \sim 5$ (略)

第46条 学生で、他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することがある。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 (略)

(中略)

第49条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上

改 正 後

(同 左)

2

3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学<u>(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)</u>との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定(相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。)に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる当該連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)の学生は、検定料の納付を要しない。

第42条の3 2 (同 左)

- 3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学<u>(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)</u> との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、入学料の納付を要しない。
- 第45条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学<u>又は専門職大学</u>と協議のうえ、学生に、当該他の大学<u>又は専門職大学</u>の大学院の科目を履修することを許可することがある。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学<u>(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。)</u>と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3~5 (同 左)

第46条 学生で、他の大学<u>若しくは専門職大学</u>の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することがある。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 (同 左)

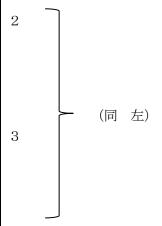
第49条 (同 左)

在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位 以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審 査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間 については、当該研究科の定めるところにより、優れ た研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の 在学をもつて足りるものとすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の修士課程 の修了の要件は、本学大学院において当該国際連携専 攻の教育課程に係る科目の履修により15単位以上 を修得し、かつ、当該連携外国大学院において国際連 携教育課程に係るものとして開設する授業科目の履 修により10単位以上を修得することとする。
- 3 前項の規定により本学大学院において修得する単位 数には、第43条第4項の規定により当該国際連携教 育課程に係る科目の履修により修得したものとみなす 連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科 目について修得した単位を含まないものとする。
- 4 第2項の規定により本学大学院又は連携外国大学 院において修得する単位数には、第45条第5項の規 定により本学大学院における科目の履修により修得 したものとみなす他の大学の大学院又は外国の大学 の大学院における科目の履修により修得した単位及 び第46条の2第1項の規定により本学大学院に入 学した後の本学大学院における科目の履修により修 得したものとみなす本学大学院に入学する前に大学 院において履修した科目について修得した単位を含 まないものとする。ただし、連携外国大学院に入学し た学生が国際連携教育課程を履修するために本学大 学院に入学する場合において、本学大学院に入学する 前に当該連携外国大学院が開設する国際連携教育課 程に係る科目について修得した単位のうち、第46条 の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の 本学大学院における科目の履修により修得したもの とみなす単位は、連携外国大学院において修得する単 位数に含むことができる。

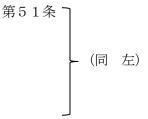
(中略)

- 第51条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の 期日に納めなければならない。
 - 第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当 する額
 - 第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相 当する額
- 2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、授業料の納付を要しない。



第2項の規定により本学大学院又は連携外国大学 院において修得する単位数には、第45条第5項の規 定により本学大学院における科目の履修により修得 したものとみなす他の大学若しくは専門職大学の大 学院又は外国の大学(専門職大学に相当する外国の大 学を含む。)の大学院における科目の履修により修得 した単位及び第46条の2第1項の規定により本学 大学院に入学した後の本学大学院における科目の履 修により修得したものとみなす本学大学院に入学す る前に大学院において履修した科目について修得し た単位を含まないものとする。ただし、連携外国大学 院に入学した学生が国際連携教育課程を履修するた めに本学大学院に入学する場合において、本学大学院 に入学する前に当該連携外国大学院が開設する国際 連携教育課程に係る科目について修得した単位のう ち、第46条の2第1項の規定により本学大学院に入 学した後の本学大学院における科目の履修により修 得したものとみなす単位は、連携外国大学院において 修得する単位数に含むことができる。

5 (同 左)



2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学<u>(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)</u>との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、授業料の納付を要しない。

(中 略)

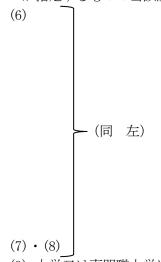
- 第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
 - (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第<u>4</u>項の規定により学士 の学位を授与された者
 - (3) (4) (略)
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) (8) (略)
 - (9) 大学に3年以上在学した者(学校教育法第102 条第2項の規定により、これに準ずる者として文部 科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学におい て、所定の単位を優れた成績をもつて修得したもの と認めた者
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 (略)

(中略)

- 第53条の8 教育上有益と認めるときは、当該研究科 又は教育部の定めるところにより、他の大学と協議の うえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修す ることを許可することがある。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 3 4 (略)

(中略)

- 第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
 - (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第<u>7</u>項の規定により学士 の学位を授与された者
 - (3) (4) (同 左)
 - (5) 我が国において、外国の大学<u>(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。)</u>の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者



- (9) 大学<u>又は専門職大学</u>に3年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学<u>又は専門職大学</u>を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 (同 左)
- 第53条の8 教育上有益と認めるときは、当該研究科 又は教育部の定めるところにより、他の大学<u>又は専門</u> <u>職大学</u>と協議のうえ、学生に、当該他の大学<u>又は専門</u> <u>職大学</u>の大学院の科目を履修することを許可するこ とがある。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学<u>(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。)</u> と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 3 · 4 (同 左)

- 第63条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

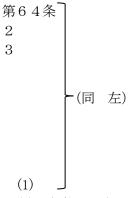
3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、特別交流学生並びに次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。

(1) (略)

- (2) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間相互単位互換協定(相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生
- (3) 本学と公立又は私立の大学との間において締結 した大学間特別研究学生交流協定(相互に研究指導 を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収 及び有効期間が記されているものに限る。)に基づ き受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生
- (4) 本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定(学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる外国の大学の学生

- 第63条 他の大学、専門職大学若しくは外国の大学 (専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この 条において同じ。)の学生又は他の大学、専門職大学若 しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に 基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学 院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究 科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学 を許可することがある。
- 2 他の大学、専門職大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

3 · 4 (同 左)



- (2) 本学と公立又は私立の大学<u>又は専門職大学</u>との間において締結した大学間相互単位互換協定(相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の学生
- (3) 本学と公立又は私立の大学<u>又は専門職大学</u>との間において締結した大学間特別研究学生交流協定(相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の大学院の学生
- (4) 本学と外国の大学 (専門職大学に相当する外国の 大学を含む。以下この号において同じ。) との間において締結した大学間交流協定(学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。) に基づき受け入れる外国の大学の学生

4~6 (同 左)

附則

この規程は、令和2年9月29日から施行する。